

理行為というサービス行為に付随したサービスとしてごみ箱を設置している場合も考えられ、都道府県において判断されたい。

(2) お見込みのとおり。(平13.7.6本県事務連絡)

第3節 一般廃棄物の処理

1 一般廃棄物処理計画

(一般廃棄物の自家処理量)

問122 事業活動等の自家処理量についても、一般廃棄物処理計画において見込む必要があるか。

答122 お見込みのとおり。(平4.8.31衛環245問9)

(関係を有する他の市町村)

問123 A市で排出された一般廃棄物が、委託業者又は許可業者によりA市の区域外で処分されるとき、処分先の市町村は法第6条第4項の「関係を有する他の市町村」になるのか。

答123 お見込みのとおり。(平4.8.31衛環245問10)

(関係市町村の一般廃棄物処理計画との調和)

問124 法第6条第4項の「関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画との調和を保つように努める」とはどういうことか。

答124 市町村は、一般廃棄物処理計画において一般廃棄物の発生量及び処理量の見込みを定めるものとされているが、これには、当該市町村において発生した一般廃棄物のうち他の市町村の区域内で処理するものの量及び当該市町村の区域内で処理される他の市町村の一般廃棄物の量も含めることとし、このことにより、関係する他の市町村の一般廃棄物処理計画と整合を保つよう努めることである。(平4.8.31衛環245問11)

(PCB使用部品を含む廃家電)

問125 一般廃棄物処理計画には、廃家電製品に含まれるPCB使用部品を家電メーカーが除去することについて記載してよいか。

答125 差支えない。(平4.8.31衛環245問13)

(許可と一般廃棄物処理計画)

問126 法第6条第1項の「一般廃棄物処理計画」は、規則第1条の3の基本計画と実施計画の双方を指すものと解してよいか。

答126 お見込みのとおり。(平4.8.31衛環245問31)

2 市町村の処理等

(1) 一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を含む）の処理基準

(仕切りを設けた運搬車による積み分け運搬)

問127 令第3条第1号チにおいて、「分別の区分に従って収集し、又は運搬すること」とあるが、1台の運搬車に仕切り等により積み分けて運搬することも可能か。

答127 お見込みのとおり。(平4.8.31環水企183、衛環246問1)

(下請け業者の一般廃棄物の処理)

問128 建設工事の下請け業者が当該工事の元請業者の排出する一般廃棄物を処理する場合、一般廃棄物処理業の許可が必要であり、一般廃棄物処理基準が適用されると解してよいか。

答128 お見込みのとおり。(平4.8.31衛環245問22)

(事業者の一般廃棄物の処理)

問129 一般廃棄物処理基準は事業者自らが一般廃棄物の処理を行う場合に適用されるか。

答129 適用されない。ただし、法第19条の4の措置命令の対象となる。(平4.8.31衛環245問23)

(特別管理一般廃棄物の運搬用パイプラインによる運搬)

問130 令第4条の2第1号ハの厚生省令が定められていないので、特別管理一般廃棄物は運搬用パイプラインを用いて運搬してはならないと解してよいか。

答130 お見込みのとおり。(平4.8.31環水企183、衛環246問2)

(ばいじんと焼却灰の混合物)

問131 令第1条第2号の特別管理一般廃棄物であるばいじんとごみ処理施設から排出した焼却灰の混合物を収集運搬又は処分する場合は、令第4条の2の基準(特別管理一般廃棄物処理基準)に従うものと解してよいか。

答131 お見込みのとおり。(平4.8.31衛環245問26)

(PCB使用部品の抜き取り前の廃家電の処理)

問132 PCB使用部品を抜き取る前の廃家電製品(廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機又は廃電子レンジ)の収集運搬又は処分等は、特別管理一般廃棄物に係る基準により行うこととしてよいか。

答132 お見込みのとおり。なお、PCB使用部品が取り付けられている状態は、一般廃棄物と特別管理一般廃棄物が混合している状態とはみなされないので留意されたい。(平4.8.31衛環245問25)

(特別管理一般廃棄物の処理)

問133 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、令第4条の2の基準に従い特別管理一般廃棄物の収集・運搬又は処分等を行うことができると解してよいか。

答133 お見込みのとおり。(平4.8.31衛環245問27)

(2) 一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を含む)の委託基準等

(事業組合への市町村からの委託)

問134 市町村が「再生事業共同組合」に一般廃棄物の再生を委託することは可能か。

答134 当該事業共同組合の定款において、一般廃棄物の再生の事業を行うこととされており、かつ、当該委託が令第4条各号に適合するものであれば、差支えない。(平4.8.31衛環245問18)

(他の市町村から処分委託を受ける者)

問135 一般廃棄物の最終処分場を有する者は、一般廃棄物処分業の許可を受けずに当該処分場が存する市町村以外の市町村から委託を受けて、一般廃棄物の埋立処分を行

うことができるか。

答135 差支えないが、当該委託を行う市町村は、令第4条第9号イの規定に従うこと。

(平4.8.31衛環245問19)

(**処理手数料**)

問136 市町村において、一般廃棄物のうち「ごみ」のみ直営（委託を含む。）で処理を行なっていて、「し尿」については、すべて許可業者で収集および運搬を行なっている場合に下記の事項について疑義があるので、ご教示願いたい。

記

手数料条例規程は、市町村が行なっている事務について手数料を徴収するために定められることと、昭和29年8月14日付厚生省発衛第241号をもって通牒に係る「清掃法の施行について」の第8・4の趣旨は、改正法に踏襲されていると考えられることから、「し尿」の収集および運搬の手数料については、条例化できないと解せられるが如何。なお、当該市町村における許可業者が一社のみの場合と数社ある場合とで、この解釈に相違はあるのか。

答136 市町村が処理していない一般廃棄物の処理手数料を、条例で定めることはできない。なお、このことについては、市町村における許可業者が一社であろうと、数社であろうと同様である。(昭47.5.18環衛29)

(**通知の方法**)

問137 令第4条第9号イの規定による通知は、文書によらず、口頭でもできるか。

答137 文書によることが適当である。(平4.8.31衛環245問14)

(**通知に対する意見**)

問138 令第4条第9号イの規定による通知を受けた市町村は、当該一般廃棄物の処分に伴う生活環境の変化による影響を緩和する立場から意見を述べることができると解してよいか。

答138 法律上通知を受けた市町村の行為については規定されていないが、事実上、通知した市町村との間で意見交換を行い、当該一般廃棄物が適正かつ円滑に処理されることが期待されている。(平4.8.31衛環245問15)

(**市町村が収集した空缶の売却**)

問139 一般廃棄物である空缶を収集した市町村が、当該空缶を当該市町村の区域外の業者に有価物として売却する場合は、令第4条第9号イの規定による通知は不要であると解してよいか。

答139 お見込みのとおり。(平4.8.31衛環245問16)

(**区域外の業者へ委託する場合**)

問140 市町村が、一般廃棄物の焼却及び焼却後の残さの埋立処分を当該市町村の区域外の業者に委託しようとする場合、当該市町村は埋め立て処分についても、令第4条第9号イの規定により通知しなければならないか。

答140 お見込みのとおり。(平4.8.31衛環245問17)

(**十分な知識を有する者**)

問141 令第4条の3第1号の「その業務に係る特別管理一般廃棄物について十分な知識を有する者」とは、どのような者か。

答141 扱おうとする特別管理一般廃棄物の種類に応じて、当該特別管理一般廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないよう適切に業務が遂行できるだけの、当該特別管理一般廃棄物の性状、処理方法、取扱い上の留意事項に関する知識を有すると認められる者が該当する。(平4.8.31衛環245問20)

3 事業者の協力

(適正処理困難物の市町村条例による指定)

問142 法第6条の3第1項の規定に基づいて環境大臣が指定する一般廃棄物以外の一般廃棄物を条例で指定し、事業者に対し、回収を義務付けることはできるか。

答142 個々の市町村において、清掃事業の円滑な運営、一般廃棄物の適正な処理という観点から、当該施設の実情に応じて、環境大臣が指定する「適正処理困難物」以外に条例で処理が困難な一般廃棄物を指定し、事業者にその処理の協力を求めるることは差支えない。(平4.8.31衛環245問28)

第4節 一般廃棄物処理業

1 一般廃棄物処理業の許可を要する場合、要さない場合

(食品リサイクル法の登録事業場への運搬)

問143 食品関係事業者の委託を受けて、食品リサイクル法第10条第1項の登録事業場への食品循環資源を運搬する者は、食品リサイクル法第20条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可が不要と解してよろしいか。

答143 食品リサイクル法第20条第1項の規定は、例えば、通常積卸しを行う市町村の許可が必要なところ、積み込みを行う区域の市町村の許可があれば、登録事業場（卸先）がある市町村の許可が不要になるという内容である。なお、登録事業場が区域内にある場合でも、その市町村の許可が必要である。(平13.4.26本県聴取)

(乗車券・定期券の処理に関わる許可)

問144 JRの使用済乗車券・定期券のリサイクル化に当たり、廃棄物処理法上必要な手続きの有無について伺う。

J R Y支社のN商事への委託内容はO府内のパルプ工場への運搬～溶融確認までの管理責任委託（有償）であり、又運搬先のパルプ工場はN商事にパルプ原料代として、いくばくかの代金を支払う計画である。N商事並びにパルプ工場はいずれも、廃棄物処理法に基づく処理業の許可は得ていない。以上のケースにおいて、N商事、及びパルプ工場の廃掃法上の取扱いを、下記のとおりとしてよろしいか。

記

(N商事について) 排出元のY市、及び運搬先のO府の一般廃棄物収集運搬業の許可が必要である。

(パルプ工場について) 代価を払いパルプ原料として利用することから廃掃法に基づく処分業の許可は不要である。

答144 乗車券・定期券は紙と磁気部分からなるが、総体としては紙くずとして取扱うこ